

会 議 録

1 会議名

平成29年度第3回上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会

2 議題（全て公開）

- (1) 個人情報取扱業務等の登録について（諮問）
- (2) 個人情報取扱業務等の登録について（報告）
- (3) 上越市個人情報保護条例の改正について（諮問）
- (4) その他

3 開催日時

平成29年12月14日（木） 午前10時から午前11時26分まで

4 開催場所

上越市役所 3階 301会議室

5 傍聴人の数

0人

6 非公開の理由

—

7 出席した者の氏名（敬称略）

- ・ 委 員：大森康正（会長）、高橋邦夫（副会長）、早川英雄、横山洋子、原野聖子、
浦壁澄子、高柳智子、梅澤圓了、岩井文弘
- ・ 事務局：総務管理課 金山課長、松崎副課長、柳澤係長、西山主任
ガス水道局総務課 新部副課長、服部係長

8 発言の内容（要旨）

議題(1) 個人情報取扱業務等の登録について（諮問）

【大森会長】

諮問案件の「1 上越市立水族博物館イメージ画像使用取扱業務」について事務局に説明を求める。

【柳澤係長】

資料4ページ及び5ページの「上越市立水族博物館イメージ画像使用取扱業務（新水族博物館整備課）【業務登録】」について、資料に沿って説明を行う。

【岩井委員】

この業務で収集する個人情報の項目に「決定内容」とあるが、これは何か。

【柳澤係長】

営利を目的とした水族博物館のイメージ画像の使用申請に対する使用の許可など、市

が申請に応じて決定する内容である。

【岩井委員】

公の施設を新たに整備する場合、施設の画像の使用申請の件数は、多いのか。

【柳澤係長】

水族博物館は、営利を目的とする使用の場合に限り申請を要することとしている。現時点で申請はないが、営利目的以外の使用に関する問合せは、数件あると聞いている。

当市では、マスコットキャラクターのデザインを営利目的で使用する場合についても水族博物館と同様に申請を要することとしており、一定の申請件数がある。

公の施設の画像については、マスコットキャラクターの画像に比べて申請件数はそれほど多くないと思われる。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「2 託送供給業務に関する業務」について事務局に説明を求める。

【西山主任】

資料6ページから11ページまでの「託送供給業務（ガス水道局建設課）【業務登録】」ほか2件について、資料に沿って説明を行う。

【岩井委員】

ガスの小売全面自由化に関し、市が所有する導管以外の導管は、市内にあるのか。

【新部副課長】

市内にそのような導管はない。導管は、市の施設であるが、これを使用するガス小売事業が自由化となったため、新たに参入する事業者は、市の導管を使用することとなる。

ただし、現時点で市内において新たにガス小売事業に参入した事業者はない。

【岩井委員】

ガスの小売全面自由化のメリットを教えてほしい。

【新部副課長】

他地域の事例であるが、電力会社がガス小売事業に参入し、ガスと電気を組み合わせた料金体系を打ち出したようである。参入する事業者によっては様々な料金体系を需要家に提案できることがメリットとして考えられる。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「3 ガス・水道開閉栓業務」について事務局に説明を求める。

【西山主任】

資料12ページ及び13ページの「ガス・水道開閉栓業務（ガス水道局総務課）【業務登録変更】」について、資料に沿って説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「4 都市ガス販売促進活動に関する業務」について事務局に説明を求める。

【西山主任】

資料14ページから17ページまでの「都市ガス販売促進活動（ガス水道局総務課経営企画室）【業務登録変更】」ほか2件について、資料に沿って説明を行う。

【岩井委員】

公文書の保存に関し、保存年月日の区分はどのようになっているのか。

【西山主任】

当市における公文書の保存年月日は、永年保存である長期、10年、5年、3年又は1年の区分を基本とし、法令の規定によりそれら以外の期間保存する公文書もある。

【原野委員】

都市ガスとは何を指すのか教えてほしい。

【新部副課長】

当市が供給するガスが都市ガスである。ただし、大湊区の一部でLPガスによる供給をしている地域もある。

【岩井委員】

市は、どこから都市ガスを調達しているのか。

【新部副課長】

当市は、国際石油開発帝石株式会社から卸売を受け、これを需要家に販売している。

【岩井委員】

市以外の事業者がガス小売事業に参入した場合、当該事業者のガスの小売価格は、市の小売価格に上乘せされた価格になるのか。

【新部副課長】

そうである。市は、仲卸業者のような立場となるイメージである。

【原野委員】

市は、他の事業者にガスの卸売を行うことになるのか。

【新部副課長】

そうである。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「5 統計業務に関する業務」について事務局に説明を求める。

【柳澤係長】

資料18ページから21ページまでの「統計業務（ガス水道局総務課経営企画室）【業務登録変更】」ほか1件について、資料に沿って説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「6 ガス・水道メーター取替業務に関する業務」について事務局に説明を求める。

【柳澤係長】

資料22ページから25ページまでの「ガス・水道メーター取替業務（ガス水道局維持管理課）【業務登録変更】」ほか1件について、資料に沿って説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「7 個人住民税賦課業務に関する業務」について事務局に説明を求める。

【西山主任】

資料26ページから31ページまでの「療育手帳業務（福祉課）【目的外利用登録】」ほか4件について、資料に沿って説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「8 国民健康保険被保険者資格異動関係業務」について事務局に説明を求める。

【西山主任】

資料32ページ及び33ページの「国民健康保険被保険者資格異動関係業務（国保年金課）【目的外利用登録変更】」について、資料に沿って説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「9 空き家等対策業務」について事務局に説明を求める。

【柳澤係長】

資料34ページ及び35ページの「空き家等対策業務（建築住宅課）【外部提供登録】」について、資料に沿って説明を行う。

【高柳委員】

これまでも町内会は、その町内に存する空き家に関し、草取りなどできる限りの管理をしていると思われる。この業務の実施の目的として資料に「防災、防犯、衛生、景観等の市民の生活環境を保全するため」とあるが、この諮問の趣旨は、町内会により一層の管理を求めるものであるのか。

【柳澤係長】

そうではなく、空き家の利活用を図るため、町内会長に空き家情報バンク制度に登録がある空き家の情報について承知いただく趣旨である。

【高柳委員】

そうであれば、この業務の実施の目的に「防災、防犯、衛生、景観等の市民の生活環境を保全するため」を掲げた趣旨は何か。

【柳澤係長】

今回は、既に登録済みの「防災、防犯、衛生、景観等の市民の生活環境を保全するため」に行う空き家等対策業務で保有する個人情報の一部である空き家情報バンク制度の登録の有無を町内会長に承知していただくため、外部提供の諮問をするものである。資料には、その空き家対策業務の目的を記載しているものである。

【原野委員】

誰でも空き家情報バンクを閲覧できるのか。

【柳澤係長】

そうである。個人情報を除き、市ホームページで空き家の概要などを閲覧することができる。

【浦壁委員】

この業務で町内会長に提供する個人情報は、土地情報及び建物情報となっているが、町内会長が空き家を管理するに当たり、所有者の連絡先なども提供する必要があるのではないか。

【柳澤係長】

町内会長は、その町内にある空き家について、もともと一定程度の情報を保有していることが多いと思われる。今回の外部提供登録の諮問は、町内会長が承知していないと思われる空き家情報バンクの登録の情報を提供するためのものである。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったので、資料に記載されている空き家等対策業務の業務の概要の実施目的が広範であるため、適宜、適切に修正し、次の会議で報告するほかは、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「10 ガス水道需要家保安

調査業務」について事務局に説明を求める。

【西山主任】

資料36ページ及び37ページの「ガス水道需要家保安調査業務（ガス水道局維持管理課）【外部提供登録】」について、資料に沿って説明を行う。

【浦壁委員】

提供する保有個人情報の項目に「消費機器調査記録」とあるが、これは何か。

【新部副課長】

法令の定めにより40か月に1回、ガス小売事業者は、テーブルコンロ、給湯器などの需要家の消費機器が安全であるかどうかの保安調査をしなければならない。この保安調査に関する記録が消費機器調査記録である。導管事業者である市が当市以外のガス小売事業者から当該記録の提供を求められた場合には、提供をしなければならないため、外部提供の登録をするものである。

【横山委員】

消費機器調査記録は、市が保管しているのか。

【新部副課長】

そうである。

【横山委員】

先日、自宅に保安調査のため調査員の訪問があったが、市ガス水道局と異なる会社の職員が訪問してきたように記憶している。

【新部副課長】

市では、民間の会社に調査業務を委託しているものである。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「11 保健福祉総合データベース事業システム運用支援等業務に関する業務」について事務局に説明を求める。

【柳澤係長】

資料38ページから43ページまでの「保健福祉総合データベース事業システム運用支援等業務委託（健康づくり推進課）【業務委託登録変更】」ほか2件について、資料に沿って説明を行う。

【浦壁委員】

この諮問に関する資料に修正があったということで、本日、差替資料の配布があった。委員は、事前に資料を確認していることから、会議当日に資料を配布する場合は、変更箇所を明確にすることを事務局に要望する。

【柳澤係長】

そのようにする。

【横山委員】

この業務で取り扱う個人情報の項目に「世帯員コード、住所コード」とあるが、これは何か。

【柳澤係長】

この業務は、住民基本台帳を利用し、システムで事務を処理している。このシステムでデータ処理をする際に、個人情報の項目を紐づけるなどのために便宜的に付番する番号である。

【横山委員】

各種がん検診個人記録票データ作成委託業務においては、個人情報の項目に「世帯員コード、世帯コード」とあるが、両者は異なるものであるのか。

【柳澤係長】

世帯員コードは、同一世帯に属する世帯員を区別するためのコードであり、世帯コードは、個別の世帯を区別するためのコードである。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「12 指定管理者の指定に関する施設」について事務局に説明を求める。

【柳澤係長】

資料44ページ及び45ページの「指定管理者の指定に関する施設 上越文化会館（文化振興課）【指定管理者登録変更】」について、資料に沿って説明を行う。

【高橋副会長】

上越文化会館に防犯カメラを設置することで、仮に今後同館において犯罪が発生し、一部始終を防犯カメラで記録していた場合、警察、検察等に提出を求められることがあり得ると考える。この登録に付随して外部提供の登録もしておくべきではないか。

【柳澤係長】

市の業務全般に対し、捜査機関や裁判所から法令の規定に基づく資料提出の依頼が実際にある。これについては、当市の全ての課の全ての業務で保有する個人情報対象になり得るため、外部提供ができるよう、全ての業務の共通の登録として業務登録をしている。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。

議題(2) 個人情報取扱業務等の登録について（報告）

【大森会長】

報告案件の「1 指定管理者の指定に関する施設」について事務局に説明を求める。

【柳澤係長】

資料48ページ及び49ページの「指定管理者の指定に関する施設 上越科学館（社会教育課）【指定管理者登録】」について、資料に沿って説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、報告どおり了承することで委員全員の了承を得る。続いて「2 指定管理者の指定に関する施設」について事務局に説明を求める。

【柳澤係長】

資料50ページ及び51ページの「(1) 上越市五智歴史の里会館（観光振興課施設経営管理室）」ほか1件について、資料に沿って説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、報告どおり了承することで委員全員の了承を得る。

議題(3) 上越市個人情報保護条例の改正について（諮問）

【大森会長】

諮問案件の「上越市個人情報保護条例の改正」について事務局に説明を求める。

【西山主任】

資料54ページ及び55ページの「上越市個人情報保護条例の改正」について、資料に沿って説明を行う。

【浦壁委員】

要配慮個人情報に関し、資料中に「病歴」の項目の記載がある。これは、「病歴」を要配慮個人情報から除き、積極的に収集するという趣旨か。

【金山課長】

そうではない。病歴は、当市においても要配慮個人情報に位置付け、慎重に取り扱うこととするという趣旨である。

【梅澤委員】

要配慮個人情報については、改正案のとおり慎重に取り扱うよう要望する。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。

議題(4) その他

【大森会長】

事務局から連絡事項等はあるか。

【松崎副課長】

次回の審議会の会議については、来年3月下旬の開催を予定している。来年1月下旬頃に連絡し、日程を調整した後、開催の案内をしたいと考えている。

【大森会長】

以上をもって、本日の審議会を閉会する。

9 問合せ先

総務管理部総務管理課文書法務係

TEL : 025-526-5111 (内線 1436、1437)

E-mail : soumukanri@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せて御覧ください。